

## 公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定について

甲賀市地域公共交通活性化協議会は、甲賀市地域公共交通計画アップデート支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり参加者を募集します。

令和 8 年 6 月 1 1 日

甲賀市地域公共交通活性化協議会 会長 伴 孝史

### 1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 第1号 甲賀市地域公共交通計画アップデート支援業務委託

(2) 目的

本市の地域公共交通ネットワークを持続的に形成していくことを目的に、甲賀市地域公共交通計画の中間評価・見直しを行うとともに、データを活用した本市の地域公共交通に関する利用実態や利用ニーズ、地域条件等の現況分析により、直面する問題点・課題を抽出した上で、それらの解決に向けた今後の地域公共交通のあり方や具体的な取組を示した甲賀市地域公共交通計画（アップデート版）の作成支援を行うものとする。

(3) 業務内容

甲賀市地域公共交通計画アップデート支援業務 1式

(4) 業務期間

契約締結後5日以内から令和9年3月26日まで

### 2 参加資格

本業務にかかる公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、仕様書および実施要領に定めるものの他、次に掲げる要件に該当する者としてします。

- (1) 甲賀市財務規則第112条第3項に基づいて作成された令和8年度の名簿に登録がされていること。
- (2) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

### 3 選考方法

上記参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、その内容をプロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

### 4 説明会

説明会は実施しない。

### 5 参加申込書の手続き

- (1) 参加申込書の提出  
本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、特記仕様書及び甲賀市財務規則等を理解したうえで、次の書類を提出すること。
  - ア 公募型プロポーザル参加申請書 1部（様式1）
  - イ 申込者の概要 1部（任意様式）
  - ウ 業務実績調書 1部（任意様式）
- (2) 提出期限  
令和8年6月29日（月）12時00分
- (3) 提出先  
甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局（甲賀市 都市政策部 交通政策課 内）
- (4) 提出方法  
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

### 6 質疑・回答について

- (1) 提出方法  
別添の質問書（様式2）により提出  
※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、発注者が受信したことを確認すること。
- (2) 提出期限  
令和8年6月23日（火）12時00分
- (3) 提出先  
甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局（甲賀市 都市政策部 交通政策課 内）
- (4) 回答方法  
令和8年6月25日（木）17時00分までに甲賀市ホームページで回答を公開

### 7 企画提案書等の提出について

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書

原則A4サイズで作成するものとし、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。

提出部数は、正本1部、副本8部とするが、副本には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

枚数・様式等は問わない。また、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めすこと。

作成に用いる文字サイズは12ポイント以上とする。なお、図表における文字サイズは適宜のサイズとしてよい。

#### イ 見積書

A4サイズ（様式は任意）により1部提出すること。これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とすること。

#### ウ 業務工程表

A4サイズで作成するものとするが、必要に応じてA3サイズでも可とする。また、提出は正本1部、副本8部とし、社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

#### (2) 提出方法

郵送(簡易書留郵便等差し出しおよび受領の記録が残る方法に限る。)または持参による。

持参の受付は開庁日の9時00分から16時45分までとする。

#### (3) 提出期限

令和8年7月1日(水)(必着)

#### (4) 提出先

甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局(甲賀市 都市政策部 交通政策課 内)

## 8 事業者の選定について

### (1) 審査方法について

企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施する。

また、審査要領に基づく審査については、選定審査項目について技術提案の内容を評価し、各審査項目について、5段階の絶対評価で点数をつける。

(特に優れている、優れている、普通、やや不十分、不十分)

### (2) 審査(提出書類およびプレゼンテーション審査)

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

ア 開催概要 ※応募状況により、変更する場合がある。

日時：令和8年7月6日(月)10:00～(予定)

場所：甲賀市役所2階 会議室202

(甲賀市水口町水口6053番地)

イ 参加人数・時間

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び実務を主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

ウ プレゼンテーションに要する時間

1者あたり、概ね30分(説明15分、質疑応答15分)程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

エ プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションに必要なプロジェクターや、スクリーン、HDMI ケーブルは、発注者で準備するが、その他の機材、備品については、必要に応じて提案者が用意すること。

#### オ 評価方法

審査委員会には提案者名を開示せず、以下の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に勘案し、提案内容を評価する。

予定価格の範囲内において、各審査員による評価の総合点が最も高い提案者を契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

##### ① 組織評価（配点15点）

- ・同種業務等の業務実績（実績数、規模等）、地域公共交通に対する精通度
- ・本業務を遂行するための体制、十分な経験や能力を有する者の配置

##### ② 提案内容評価（配点80点）

- ・業務内容の理解度、目的達成に向けた方針およびスケジュール設定
- ・地域の現状、公共交通の概況、地域のニーズ等を収集するための調査方法や収集するデータ項目、地域の特性を把握するための提案
- ・本市の地域公共交通の現状を整理した上で、特性を踏まえ、的確な課題抽出、対応策の検討手法に関する提案
- ・公共交通網の再編に必要な改善や利便性向上策についての効果的な提案
- ・その他、目的達成に向けた独自提案

##### ③ コスト評価（配点5点）

- ・提案内容の適切な積算、経費の妥当性

#### (3) 審査結果

審査結果は、全参加者に（公募・指名）型プロポーザル審査結果通知書により通知するが公開はしない。また、最優秀候補者とならなかった者からの、その理由について説明を求めることができる期間は、結果通知の日の翌日から起算して7日以内とする。

#### (4) 提出書類の取扱い

企画提案書の提出は1者につき1案とし、提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差換え及び追加、削除は認めない。

なお、協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

#### (5) その他

##### ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

##### イ その他

- (ア) 提出書類の作成等、参加にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

## 9 その他の留意事項

詳細は、公募型プロポーザル実施要領、特記仕様書による。

### 【添付書類】

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・特記仕様書
- ・提出様式
  - ア 公募型プロポーザル参加申請書 1部（様式1）
  - イ 質問書（様式2）